

特別支援教育の現状

～自閉症児童，指導の実際～

阿部 光一（宮城県柴田郡村田町立村田第二小学校）

1 はじめに

特別支援教育に携わって2年。今まで見えなかったことが見え始め，少し詳しく調べてみようと思ったのがきっかけで，発表させていただくことになりました。

分科会では，実際の現場を中心に発表したのですが，紙面の関係上，一部割愛せざるをえませんでした。

2 特別支援教育の現状

(1)特別支援教育の理念

特別支援教育は，障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善又は克服するため，適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また，特別支援教育は，これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく，知的な遅れのない発達障害も含めて，特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに，特別支援教育は，障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず，障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ，様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり，我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

（2007（平成19）年4月1日 「特別支援教育の推進について(通知)」より）

↑

2014(平成26)年1月，我が国は「障害者の権利に関する条件」を批准した。この条約の批准に向けた一連の障害者制度改革の中で，教育についても検討がなされ，現在，共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築に向けた特別支援教育の推進の取組が進められている。

共生社会…… これまで，必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が，積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い，人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会

(2)インクルーシブ教育システム

～包容する教育制度～障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み～

人間の多様性の尊重等を強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下，**障害のある者と**

障害のない者が共に学ぶ仕組み。←障害のある者が一般的な教育制度から排除されない

←自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられる

←個人に必要な合理的配慮が提供される

合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定

発達の段階を考慮し、合理的配慮の観点を踏まえる

設置者・学校と本人・保護者の合意形成



合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記 個別の指導計画に活用

(3) 特別支援教育を行うための学校の取組

① 特別支援教育に関する校内委員会の設置

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者等で構成する。

② 実態把握 保護者と連携して検討を進める。

③ 特別支援教育コーディネーターの指名

2007(平成19)年4月1日「特別支援教育の推進について(通知)」

(19文科初第125号、文部科学省初等中等教育局長)

1.各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を『特別支援教育コーディネーター』に指名し、公務分掌に明確に位置付けること。

2.特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

3.校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

④ 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

個別の教育支援計画とは、障害のある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるもの。

⑤ 「個別の指導計画」

一人ひとりに応じた教育を進める。

⑥ 教員の専門性の向上

校内の研修を実施したり，教員を校外での研修に参加させたりすることによって，より専門性の向上に努める。

(4)教育課程

○教育基本法・・・我が国の教育に関する基本的・基礎的な法律

現行の法律は，2006（平成18）年12月22日に公布・施行

この法律に規定する諸条件を実施するため，必要な法令が制定される。

（同法第18条）

障害のある者が十分な教育を受けられるよう，教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定された。

（同法第4条第2項）

○学校教育法

文部科学大臣は，学校教育法施行規則によって，特別支援学校の教育課程について，その基本的な要素である各教科等の種類や教育課程編成の特例等を定めるとともに，教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によるものとすることを定める。

（学校教育法施行規則第129条）

○学習指導要領

学校教育法施行規則の規定に基づき，文部科学大臣は特別支援学校幼稚部教育要領，小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領を告示するという形式で定める。この学習指導要領は，特別支援学校における教育について，一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり，各学校の教育課程の編成・実施に当たっては，これに従わなければならない。学習指導要領は，児童生徒や学校の実態等に応じて，各学校が創意工夫を生かした教育が展開できるように，基準の大綱化・弾力化が図られている。

[2009(平成21)年の改定]

2006(平成18)年の教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえた「生きる力」の育成等を基本的な考え方とした学習指導要領の改訂

- ① 小・中学校等に準じた改善を行うこと
- ② 障害の重度・重複化，多様化に対応し，一人ひとりに応じた指導を一層充実させること
- ③ 自立と社会参加を推進するため，職業教育を充実させること

以上の三つの基本的な考えに基づき，主に次の4点について改善が図られた。



- 1.障害の重度・重複化，多様化への対応
- 2.一人ひとりに応じた指導の充実
- 3.自立と社会参加に向けた職業教育の充実
- 4.交流及び共同学習の推進

<特別支援学級の教育課程>

特別支援学級の教育課程は，基本的には小学校・中学校の学習指導要領に基づくことになるが，対象となる児童・生徒の障害の種類，程度によって，障害のない児童・生徒の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については，特に必要がある場合は，第 50 条第 1 項，第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定に関わらず，特別の教育課程によることができる。」

(学校教育法施行規則第 138 条)

実情に合った教育課程を編成する必要

- 自立活動を取り入れる
- 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- 各教科を，知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える

自立活動

「自立活動」は，1999(平成 11)年の学習指導要領等の改訂によって，それまでの「養護・訓練」の名称が改められたもの。

1999(平成 11)年の学習指導要領等の改訂

この領域が一人ひとりの幼児児童生徒の実態に対応した活動であることや，自立を目指した主体的な取組を促す教育活動であること等を一層明確にする観点から，「自立活動」に改められた。

「自立」…幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達段階に応じて，主体的に自己の力を可能な限り発揮し，よりよく生きていこうとすること

自立活動の目標

「個々の幼児児童生徒が自立を目指し，A 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって B 心身の調和的発達の基礎を培うこと」

A…幼児児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習活動等の諸活動において、その障害によって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること。

B…一人ひとりの幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること。

自立活動の内容

自立活動の内容は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素。

その内容については、幼児児童生徒の個々の障害の状態や発達段階に応じた課題に対応できるよう、また、障害の重度・重複化、多様化に対応し、適切かつ効果的な指導を進めるために、6つの区分で示す。

「健康の保持」 「心理的な安定」 「人間関係の形成」
「環境の把握」 「身体の動き」 「コミュニケーション」

各区分、各項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではなく、個々の幼児児童生徒が必要とする項目を、6つの区分ごとに示された内容の中から選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する必要がある

障害のある幼児児童生徒の場合、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、できるだけ早期から学校を卒業するまで一貫した教育が重要であることから、幼稚部、小学部、中等部及び高等部にわたり、同一の内容で示されている

3 特別支援教育指導の実際

(1) 村田二小の特別支援教育及び学級

[特別支援教育]

平成27年度「学校経営の基本方針」6重点努力事項(3)特別支援教育の充実

- ・特別支援学級と協力学級との共同学習の推進
- ・通常の学級における配慮を要する児童への具体的支援
- ・障害のある児童の個別支援計画による支援の充実

[特別支援学級]

あすなる1組…知的障害	4名(1年2名, 2年1名, 5年1名)
あすなる2組…自閉・情緒障害	1名(3年1名)

(2) あすなろ2組の教育課程

≪ 1年の流れ ≫

月	学校行事等	特別支援学級行事等
4	・学年始休業・披露式・始業式 ・入学式・1年生を迎える会・授業参観	
5	・開校記念日 ・運動会	
6	・家庭訪問 ・若草祭り ・運動能力テスト	・柏餅作り
7	・授業参観 ・終業式 ・夏季休業	・第1回村田町小・中特別支援学級交流会 ・村田町小・中特別支援学級合同交流会
8	・夏季休業 ・始業式	
9	・夏休み作品展 ・水泳記録会 ・見学学習	・特別支援学級仙南地区造形展
10	・若草発表会	
11	・村田町音楽祭 ・持久走大会	・第2回村田町小・中特別支援学級交流会
12	・授業参観 ・終業式 ・冬季休業	
1	・冬季休業 ・書きぞめ展	
2	・授業参観	・第3回村田町小・中特別支援学級交流会 ・味噌作り
3	・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 ・学年末休業 ・離任式	

≪ 年間指導計画 ≫

※標準時数・同学年との比較

教科	標準	週(35週)	村二小3年	週(35週)	あすなろ2組	週(35週)
国語	245	7.0	249	7.0	227	6.5
社会	70	2.0	73	2.0	56	1.6
算数	175	5.0	178	5.0	156	4.5
理科	90	2.6	93	2.6	70	2.0
音楽	60	1.7	63	1.7	60	1.7
図工	60	1.7	63	1.7	60	1.7
体育	105	3.0	107	3.0	105	3.0
教科計	805	23.0	826	23.0	734	21.0
生活単元					70	2.0
自立活動					70	2.0

領域計					140	4.0
道徳	35	1.0	35	1.0	18	0.5
総合	70	2.0	70	2.0	35	1.0
学活	35	1.0	35	1.0	17	0.5
児童会	5	-	5	-	5	-
クラブ	1	-	1	-	-	-
学校行事	35	-	35	-	35	-
特活計	181	4.0	181	4.0	110	2.0
創意(外)	5	0.1	5	0.1	5	0.1
全時数	991	27.0	1012	27.0	989	27.0
予備時数	-	-	21	-	23	-

(3) 自立活動・生活単元学習について

○自立活動

児童の実態を考慮し、以下の内容を実施している。

自立活動の内容 1. 健康の保持

(4)健康状態の保持・改善に関すること

5. 身体の動き

(3)日常生活に必要な基本動作に関すること

(5)作業の円滑な遂行に関すること

○生活単元学習

野菜の栽培，交流会，季節の行事等

(4) 交流・体験学習について

○協力学級(3年生)と

理科，社会，音楽，図工，体育，総合

そら豆の育成，昔遊び，サンドイッチ作り(学年行事)

○地域と

柏餅作り，ミルク教室，味噌作り

○町内の学校と

交流学習…年3回

○保護者も交えて

施設見学

4 おわりに

特別支援教育は、ここ数年で大きく変化したが、一般の人たちの認識に大きな変化はない。保護者の間にも、旧態依然とした認識しかもっていない人たちも多い。そしてそのことが、障害を持つ児童・生徒の健全な生育を妨げている場合も見受けられる。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っていく特別支援教育は、教育の原点ともいえる。

特別支援教育充実に向け、教師も意識改革を図り、子どもの実態を理解し、教育的ニーズに応じた指導・支援を行っていくことが求められている。